



# 埼玉県報

第 2 6 0 8 号  
平成 2 6 年 7 月 4 日  
金 曜 日

## 目 次

### 告示

- [クラウド型統合サーバーシステム機器等運用管理支援業務委託に関する入札公告\(情報システム課\)](#)
- [特定非営利活動法人の設立に係る公告\(南部地域振興センター\)](#)
- [特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告\(南部地域振興センター\)](#)
- [特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告\(東部地域振興センター\)](#)
- [特定非営利活動法人の設立に係る公告\(東部地域振興センター\)](#)
- [特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告\(川越比企地域振興センター\)](#)
- [特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告\(利根地域振興センター\)](#)
- [ガスクロマトグラフ型質量分析計の賃貸借に関する入札公告\(衛生研究所\)](#)
- [大規模小売店舗に対する市町村等意見の公示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [電線共同溝を整備すべき道路の指定\(道路環境課\)](#)
- [川口金山町12番地区市街地再開発組合の解散認可\(市街地整備課\)](#)
- [システム移行用サーバ等の賃貸借に関する入札公告\(会計課\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(川越建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(越谷建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(越谷建築安全センター\)](#)
- [埼玉県教育委員会定例会の招集\(教委・総務課\)](#)
- [埼玉県指定無形文化財の指定解除\(生涯学習文化財課\)](#)
- [監査結果の公表\(監査第二課\)](#)
- [措置通知の公表\(監査第二課\)](#)
- [監査結果の公表\(監査第一課\)](#)

## 告 示

埼玉県告示第九百六十一号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

平成二十六年七月四日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 1 調達内容

### (1) 購入等件名及び数量

クラウド型統合サーバーシステム機器等運用管理支援業務委託 一式

### (2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

### (3) 履行期間

平成26年12月1日(月)から平成31年11月30日(土)まで。ただし、翌年度以降において、歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があった場合は、当該契約を解除する。

### (4) 納入場所

埼玉県企画財政部情報システム課長が指定する場所

### (5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。また、入札金額については、履行期間全体の総価を入力し、又は記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

## 2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示(平成24年埼玉県告示第1086号)に基づき、業種区分「電子計算に関する業務」のA等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱(平成21年3月31日付け入審第513号)に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱(平成21年4月1日付け入審第97号)に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

- (5) I S M S 認証又はプライバシーマークの認定を受けている者であること。
- (6) 本件業務と類似の業務を過去2年の間に受注し、誠実に履行した実績のある者であること。

### 3 入札書の提出場所等

- (1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問合せ先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県企画財政部情報システム課システム指導・集中化担当 新井 電話048-830-2284(直通)

- (2) 入札説明書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「入札情報公開システム」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する(事前に電話により連絡すること。)

- (3) 仕様書の交付方法

上記(1)の交付場所において交付する(事前に電話により連絡すること。)

- (4) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成26年8月28日(木)午前11時まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

(ア) 郵送の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成26年8月27日(水)午後5時まで

なお、書留郵便によること。

(イ) 持参の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成26年8月28日(木)午前11時まで

- (5) 開札の場所及び日時

埼玉県企画財政部情報システム課 平成26年8月28日(木)午前11時30分

### 4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を次のいずれかの方法で平成26年8月6日（水）午後5時までに提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。

イ 紙媒体の書類を上記3(1)の提出場所に郵送し、又は持参する。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年埼玉県規則第106号）第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 低入札価格調査制度に係る調査基準価格

設定する（調査基準価格未満の入札があった場合は、調査の上、当該入札を行った者を落札者とするか否かを決定する。）。

(8) 手続における交渉の有無

無

(9) 競争入札参加資格の付与

上記2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、埼玉

県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類を平成26年7月22日(火)までに埼玉県総務部入札審査課審査担当(〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話048-830-5775(直通))へ提出すること。

(10) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受理した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(11) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

(1) Nature of Services Required:

Managerial support service relating to operational management of the cloud servers for the Saitama Prefectural Government

(2) Deadline for Submissions:

By registered mail: by 5:00 p.m., August 27, 2014

By the electronic bidding system or in person: by 11:00 a.m., August 28, 2014

(3) Contact Information:

Information Systems Division, Planning and Finance Department,  
Saitama Prefectural Government

Takasago 3-15-1, Urawa-ku, Saitama-shi, Saitama-ken 330-9301

Telephone. 048-830-2284

## 告 示

埼玉県告示第九百六十二号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県南部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十六年七月四日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日  
平成二十六年六月四日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人愛和会
- 三 代表者の氏名  
松田 淳
- 四 主たる事務所の所在地  
埼玉県川口市石神二百四十六番地五
- 五 定款に記載された目的  
この法人は、生活困窮者（高齢者・障害者を含む）や安定した住居を持たない者などに対し、廉価な住居と生活サービスの提供、就業の支援を行うことで地元企業への就職を促し、地域経済の発展並びに、地域の安定と活性化に寄与することを目的とする。

## 告 示

埼玉県告示第九百六十二号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県南部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十六年七月四日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日  
平成二十六年六月十八日
- 二 特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人危険管理士会
- 三 代表者の氏名  
江木 紀彦
- 四 主たる事務所の所在地  
埼玉県川口市中青木三丁目九番一 二百十二号
- 五 定款に記載された目的  
この法人は、リスクマネジメント手法に基づく環境配慮活動の普及・啓発を通じて安全で安心できる循環型社会の実現に寄与することを目的とする。



## 告 示

埼玉県告示第九百六十四号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二週間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県東部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十六年七月四日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十六年六月二十七日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人ぶなの里越谷

三 代表者の氏名

藤坂 奎介

四 主たる事務所の所在地

埼玉県越谷市東越谷四丁目三番地九

五 定款に記載された目的

この法人は、越谷市の障がい者に対し、地域で安心して生活が出来るよう支援するとともに、誰もがこころ豊かに生活できるよう地域保健福祉に関する事業を行い、福祉の向上に寄与することを目的とする。

## 告 示

埼玉県告示第九百六十五号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県東部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十六年七月四日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日  
平成二十六年六月二十六日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人にじさんぼ
- 三 代表者の氏名  
不破 清美
- 四 主たる事務所の所在地  
埼玉県越谷市赤山町二丁目百七十二番地四
- 五 定款に記載された目的  
この法人は、ソーシャルワークに関する事業を行い、人と人とのつながりによって、ありのままでも安心できる居場所づくりや地域における共生社会づくりの構築に貢献し、人々の心身の健康に寄与することを目的とする。

## 告 示

埼玉県告示第九百六十六号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県川越比企地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十六年七月四日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日  
平成二十六年六月二十六日
- 二 特定非営利活動法人の名称  
（変更前）NPO法人川越PLUS  
（変更後）NPO法人河越抹茶の会
- 三 代表者の氏名  
林 真太郎
- 四 主たる事務所の所在地  
埼玉県川越市小仙波町四丁目十六番地八
- 五 定款に記載された目的  
この法人は、川越市を訪れる人及び川越市に暮らす人に対し、地域活性化に関する事業を行い、川越の発展に寄与することを目的とする。

## 告 示

### 埼玉県告示第九百六十七号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県根城振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十六年七月四日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十六年六月二十五日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人橙

三 代表者の氏名

徳田 かの子

四 主たる事務所の所在地

埼玉県羽生市上手子林四百六十七番地

五 定款に記載された目的

（変更前）この法人は、障がいのある人もない人も、互いに支え合い、協力し合える社会の実現を図るため、障がいを持つ人々の就職活動、日中活動、創作活動における自立支援や、生活支援などの事業を行い、もって社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。

（変更後）この法人は、ハンディのある人もない人も、互いに支え合い、協力し合える社会の実現を図るため、高齢者・障がい者（児）等の日中活動及び、就職活動における自立支援や、生活支援などの事業を行い、もって社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。

## 告 示

埼玉県告示第九百六十八号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

平成二十六年七月四日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 1 調達内容

### (1) 購入等件名及び数量

ガスクロマトグラフ型質量分析計の賃貸借 一式

### (2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

### (3) 履行期間

平成26年11月1日(土)から平成31年10月31日(木)まで。ただし、平成27年度以降において、歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があった場合は、当該契約を解除する。

### (4) 履行場所

埼玉県衛生研究所長が指定する場所

### (5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。また、入札金額については、履行期間全体の総価を入力し、又は記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

## 2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示(平成24年埼玉県告示第1086号)に基づき、業種区分「物品の賃貸」のA等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱(平成21年3月31日付け入審第513号)に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱(平成21年4月1日付け入審第97号)に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

### 3 入札書の提出場所等

- (1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問合せ先

〒355-0133 埼玉県比企郡吉見町大字江和井410番1 埼玉県衛生研究所  
水・食品担当 今井 電話0493-59-9416(直通)

- (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「入札情報公開システム」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する(事前に電話により連絡すること。)

- (3) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成26年8月18日(月)午前11時まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

- (ア) 郵送の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成26年8月15日(金)午後5時まで

なお、書留郵便によること。

- (イ) 持参の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成26年8月18日(月)午前11時まで

- (4) 開札の場所及び日時

埼玉県衛生研究所 平成26年8月18日(月)午前11時30分

### 4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率(100分の5以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則(昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。)第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

#### イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率(100分の10以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

#### (3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を次のいずれかの方法で平成26年7月28日(月)午後5時までに提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。

イ 紙媒体の書類を上記3(1)の提出場所に郵送し、又は持参する。

#### (4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年埼玉県規則第106号)第9条の規定に該当する入札書

#### (5) 契約書作成の要否

要

#### (6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

#### (7) 手続における交渉の有無

無

#### (8) 競争入札参加資格の付与

上記2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類を平成26年7月22日(火)までに埼玉県総務部入札審査課審査担当(〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話048-830-5775(直通))へ提出すること。

#### (9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受理した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。



(10) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

## 5 Summary

(1) Nature of Services Required:

Lease for a Quadrupole Time-of-Flight Gas Chromatograph Mass Spectrometer

(2) Deadline for Submissions:

By the electronic tender system: 11:00 am, August 18,2014

By mail: 5:00 pm, August 15,2014

In person: 11:00 am, August 18,2014

(3) Contact Information:

Water and Food Inspection Group, Institute of Public Health, Saitama Prefecture

Ewai 410-1, Yoshimimachi, Hiki-gun, Saitama 355-0133, Japan

Phone: 0493-59-9416

## 告 示

埼玉県告示第九百六十九号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成二十六年七月四日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 一 意見の概要

#### イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ヤオコー八潮店

埼玉県八潮市八潮南部中央一体型特定土地区画整理事業地内七十七街区五画  
地外

#### ロ 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による市町村の意見の概要

(1) 埼玉県生活環境保全条例第四十一条により、アイドリング・ストップの周知を図ること。

(2) 埼玉県生活環境保全条例第六十六条で定める深夜営業騒音等の規制を守ること。（午後十時から翌日午前六時までの時間においては、騒音の大きさを敷地境界で五十デシベル以下とすること。午後十一時から翌日午前六時までの時間においては、有線ラジオ放送装置等の音響機器を使用しないこと。ただし、後段は、当該音響機器から発生する音が営業を行う場所の外部に漏れない場合を除く。）

(3) 騒音規制法、振動規制法又は八潮市公害防止条例で定める特定建設作業を実施する場合は、作業開始日の七日前までに届出をすること。

(4) 周辺住民の生活環境保全のため、公害等の未然防止に努めること。また、市民より苦情等が生じた場合は、速やかに、かつ誠意をもって対処すること。

(5) 環境諸法令を遵守すること。

(6) 駐車場出入口付近の車輛及び歩行者の誘導について警備員を配置するなど、安全対策及び交通渋滞、事故等が発生しないよう努めていただきたい。

(7) 八潮市みなでつくる美しいまちづくり条例第九十三条第一項に基づき通知した、大規模開発事業の地域特性基準における次の要請事項について、関係者と協議すること。

開発区域南側及び西側道路に面する部分への常夜灯の設置の検討について

開発区域南側道路を利用する歩行者の安全性を確保するため、車両と歩

行者の動線を明確に区別できるような措置に関する対応について

(8) 八潮産品の販売について積極的に取り組んでいただきたい。

(9) 八潮市商工会に加入するよう努めていただきたい。

(10) 地域で行われる催しに対し、積極的な協力をしていただきたい。

(11) 八潮市民を積極的に雇用するよう配慮していただきたい。

## 二 縦覧期間

平成二十六年七月四日から平成二十六年八月四日まで

## 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県東部地域振興センター

# 告示

埼玉県告示第九百七十号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成七年法律第三十九号）第三条第一項の規定により、電線共同溝を整備すべき道路として次のとおり指定した。

平成二十六年七月四日

埼玉県知事 上田清司

道路の種類	路線名	区間
県道	秩父上名栗線	埼玉県秩父市本町一四〇八番二 地先から 埼玉県秩父市中町一三一五番一 地先まで

# 告 示

埼玉県告示第九百七十一号

都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第四十五条第四項の規定により、川口金山町12番地区市街地再開発組合の解散を認可した。

平成二十六年七月四日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 告 示

埼玉県告示第九百七十二号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

平成二十六年七月四日

埼玉県知事 上田清司

## 1 調達内容

### (1) 購入等件名及び数量

システム移行用サーバ等の賃貸借 一式

### (2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

### (3) 履行期間

平成27年1月1日(木)から平成31年2月28日(木)まで。ただし、翌年度以降において、歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があった場合は、当該契約を解除する。

### (4) 納入場所

埼玉県警察本部総務部財務局会計課長が指定する場所

### (5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。また、入札金額については、履行期間全体の総価を入力し、又は記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

## 2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示(平成24年埼玉県告示第1086号)に基づき、業種区分「物品の賃貸」のA等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱(平成21年3月31日付け入審第513号)に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱(平成21年4月1日付け入審第97号)に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

- (5) 納入しようとする物品が仕様書等に示す各要求事項に適合することを認められた者であること（詳細は、入札説明書及び仕様書による。）。

### 3 入札書の提出場所等

- (1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問合せ先

〒330-8533 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県警察本部  
総務部財務局会計課調度第一係 島田 電話048-832-0110 内線2243 ファク  
シミリ048-824-4607

- (2) 入札説明書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「入札情報公開システム」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

- (3) 仕様書の交付方法

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

- (4) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成26年8月13日（水）午前10時30分まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

(ア) 郵送の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成26年8月12日（火）午後5時まで

なお、書留郵便によること。

(イ) 持参の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成26年8月13日（水）午前10時30分まで

- (5) 開札の場所及び日時

埼玉県警察本部総務部財務局会計課 平成26年8月13日（水）午前10時40分

### 4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金



ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率(100分の5以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則(昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。)第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率(100分の10以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を次のいずれかの方法で平成26年8月5日(火)午後5時までに提出し、競争入札参加資格(上記2(5)に定める競争入札参加資格を除く。)の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。

イ 紙媒体の書類を上記3(1)の提出場所に郵送し、又は持参する。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年埼玉県規則第106号)第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類

を平成26年7月22日(火)までに埼玉県総務部入札審査課審査担当(〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話048-830-5775(直通))へ提出すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受理した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased: A lease of Server for system migration.
- (2) Time limit for tender:By the electronic tender system;10:30 a.m. August 13,2014 By mail;5:00 p.m. August 12,2014 In person;10:30 a.m. August 13,2014
- (3) Contact point for the notice: Property Management Section,Finance Division, Financial Bureau, General Affairs Department, Saitama Prefectural Police Headquarters, 3-15-1 Takasago,Urawa-Ku,Saitama-shi, Saitama-ken 330-8533,Telephone 048-832-0110 Ext.2243

# 告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第百二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十六年七月四日

埼玉県川越建築安全センター所長 橘 裕子

一 許可番号

平成二十六年一月二十八日

指令川建セ第二五〇一三七〇号

二 検査済証番号

平成二十六年六月二十七日

川建セ第二六 四四号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡吉見町大字蓮沼新田字南屋敷付九八番三

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県熊谷市成沢一―五七番地六

武藤 好洋

## 告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第千五十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十六年七月四日

埼玉県越谷建築安全センター所長 内藤知行

### 一 許可番号

平成二十六年六月十三日

指令越建セ第二五〇〇七四一号

### 二 検査済証番号

平成二十六年六月三十日

越建セ第一五五―一号

### 三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県北葛飾郡杉戸町大字堤根字前島四千四百二十番一

### 四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県北葛飾郡杉戸町大字堤根四千四百四十四番地 コメツソ I 一〇一号

佐野 貴浩

## 告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第千五十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十六年七月四日

埼玉県越谷建築安全センター所長 内 藤 知行

### 一 許可番号

平成二十五年十一月二十八日

指令越建セ第二五〇〇二三一号

### 二 検査済証番号

平成二十六年六月三十日

越建セ第一五六―一号

### 三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県南埼玉郡宮代町大字須賀字下堤外千七百六十番六

### 四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県さいたま市桜区西堀九丁目二十五番一号 シャーメゾン日向二〇二二

大島 安史

# 告 示

## 埼玉県教委告示第十九号

埼玉県教育委員会定例会を次のとおり招集する。

平成二十六年七月四日

埼玉県教育委員会委員長 千葉 照 實

### 一 日時

平成二十六年七月十日 午前十時

### 二 場所

さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号

埼玉県教育局教育委員会室

### 三 議題

イ 埼玉県教職員健康審査会委員の委嘱について

ロ 埼玉県立図書館協議会委員の任免について

ハ その他

# 告 示

## 埼玉県教委告示第二十号

埼玉県文化財保護条例（昭和三十年埼玉県条例第四十六号）第二十一条第七項の規定により、次に掲げる埼玉県指定無形文化財の保持者の認定を解除し、及び同無形文化財の指定を解除する。

平成二十六年七月四日

埼玉県教育委員会委員長 千葉 照 實

種類	名称	所在地	保持者	指定年月日
工芸技術	武州藍染技術	羽生市小松二二三	中島 安夫	昭和六十一年 三月二十四日

## 告 示

埼玉県監査委員告示第四号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十九条第一項、第二項及び第四項の規定に基づき監査を執行したので、同条第九項の規定に基づく監査の結果に  
関する報告を次のとおり公表する。

平成二十六年七月四日

埼玉県監査委員 寺 山 昌 文

埼玉県監査委員 荒 井 伸 夫

埼玉県監査委員 鈴 木 弘

埼玉県監査委員 本 木 茂



# 1 監査結果に関する報告

## (1) 監査の対象事務

平成24年度・平成25年度における財務に関する事務の執行、経営に係る事業の管理及びその他の事務の執行

## (2) 監査の対象機関 105機関

所管部局	監 査 対 象 機 関
企画財政部	情報システム課、南部地域振興センター、東部地域振興センター、西部地域振興センター、利根地域振興センター、北部地域振興センター
総務部	県営競技事務所、さいたま県税事務所、上尾県税事務所、朝霞県税事務所、川越県税事務所、飯能県税事務所、熊谷県税事務所、春日部県税事務所、自動車税事務所、自動車税事務所大宮支所、自動車税事務所熊谷支所、自動車税事務所所沢支所、自動車税事務所春日部支所
危機管理防災部	消防学校、防災航空センター
環境部	中央環境管理事務所、西部環境管理事務所、越谷環境管理事務所、東部環境管理事務所
福祉部	中央児童相談所、川越児童相談所、越谷児童相談所、越谷児童相談所草加支所、埼玉学園
保健医療部	川口保健所、朝霞保健所、鴻巣保健所、東松山保健所、狭山保健所、幸手保健所、動物指導センター、動物指導センター南支所
産業労働部	川口高等技術専門校
農林部	本庄農林振興センター、加須農林振興センター、春日部農林振興センター、病虫害防除所、中央家畜保健衛生所、農業大学校、農林総合研究センター、農林総合研究センター茶業研究所、農林総合研究センター水産研究所、花と緑の振興センター、農村整備計画センター
県土整備部	北本県土整備事務所、川越県土整備事務所、本庄県土整備事務所、行田県土整備事務所、杉戸県土整備事務所、総合治水事務所
都市整備部	八潮新都市建設事務所、川越建築安全センター
企業局	新三郷浄水場
下水道局	中川下水道事務所
教育局	南部教育事務所、西部教育事務所、久喜図書館、歴史と民俗の博物館、嵐山史跡の博物館、近代美術館、自然の博物館、加須げんきプラザ、上尾高等学校、上尾鷹の台高等学校、上尾橋高等学校、上尾南高等学校、朝霞高等学校、入間向陽高等学校、大宮光陵高等学校、桶川西高等学校、川口高等学校、川口工業高等学校、川口東高等学校、北本高等学校、久喜高等学校、久喜工業高等学校、栗橋北彩高等学校、鴻巣高等学校、幸

	手桜高等学校、志木高等学校、戸田翔陽高等学校、南稜高等学校、新座高等学校、新座総合技術高等学校、新座柳瀬高等学校、和光高等学校、蕨高等学校、上尾特別支援学校、上尾かしの木特別支援学校、久喜特別支援学校、蓮田特別支援学校、和光南特別支援学校
警察本部	川口警察署、朝霞警察署、新座警察署、上尾警察署、川越警察署、久喜警察署、幸手警察署

(3) 監査実施日

平成25年12月4日～平成26年2月28日

(4) 監査の実施方針

事務の執行について、正確性、合規性はもとより、最少の経費で最大の効果をあげているかという経済性、効率性及び有効性の観点から検証した。

(5) 監査の結果

ア 指摘事項

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに事務の執行（以下「事務事業の執行等」という。）が、次の各号のいずれかに該当すると認められるもの。

- ア) 事務事業の執行等に重大な誤りがあったため、当該事業の是正や今後の改善が必要と認められるもの。
- イ) 事務事業の執行等において、その効果が極めて不十分なため抜本的な改善が必要と認められるもの。

イ 注意事項

事務事業の執行等が次の各号のいずれかに該当すると認められるもの。

- ア) 事務事業の執行等に誤りがあったため、当該事務の是正や今後の改善が必要と認められるもの。
- イ) 事務事業の執行等において、その効果が不十分なため一層の改善、工夫が必要と認められるもの。

監査において指摘事項又は注意事項として認められたものは、次のとおりであった。

ア 指摘事項

機関・職制名		監査の結果
企画財政部	情報システム課	平成20年度、平成21年度及び平成22年度の「職員用ノート型パーソナルコンピュータ機器の賃貸借に関

		<p>する契約」について、次の点が不適切であった。</p> <p>1 修繕業務の再委託について、次の点が不適切であった。</p> <p>(1) 平成 20 年度契約では、再委託を認めているが、契約の相手方からの報告、県が承認した記録が確認できない。</p> <p>(2) 平成 21 年度契約では、契約書に再委託に関する規定がないにもかかわらず再委託が行われていた。</p> <p>(3) 平成 22 年度契約では、契約書に再委託に関する規定があるが、契約の相手方の申請と異なる内容で承認していた。</p> <p>2 県が修繕費用を負担するにあたって、契約の相手方ではなく、障害時対応窓口業者が使用課所に修繕費用を請求し、使用課所が支払うこととしていた。</p> <p>3 契約担当課は、県が修繕費用を負担する場合において、契約の相手方と協議せずに使用課所の負担で修理を行うという取扱いにより、修繕費用が 1 台あたりの契約額を超えるような過大な支出を生じさせた。</p>
県土整備部	本庄県土整備事務所	平成 24 年度の「川の再生県民運動推進工事（表示ボード製作）」（331,800 円）について、写真パネルのスタンドを業者に特注で製作させ、過大な支出を発生させたのは不適切であった。
教育局	入間向陽高等学校	平成 25 年 2 月末に購入した「レーザープリンター」（72,975 円）について、平成 25 年 12 月中旬まで長期にわたり未使用のまま放置し、備品表示を行わないなど適切な管理を怠っていたことは、不適切であった。

イ 注意事項

機関・職制名		監査の結果
企画財政部	利根地域振興センター	平成 24 年度の「埼玉県行田地方庁舎の正面玄関内外 2 箇所自動ドア部品交換修繕」（924,000 円）について、修繕に要する期間を十分に調査せず、見積書を徴取し、契約の相手方から期間の延長の申出を受け、見積条件と異なる契約期間で契約していたのは不適切であった。

教育局	近代美術館	平成 24 年度の「埼玉県立近代美術館施設管理（空調設備保守・運転・中央監視）業務委託」（11,550,000 円）の一部業務の再委託（3 件）について、書面によらず承認していたことは、不適切であった。
教育局	大宮光陵高等学校	<p>行政財産使用許可について、次の点で不適切であった。</p> <p>1 平成 25 年度の書写技能検定試験会場の行政財産使用許可手続きについて、年 3 回実施する検定試験の使用許可をまとめて行っていたが、許可日が第 1 回目の検定試験の実施後となっていた。</p> <p>2 行政財産使用料について、管理費の算定を誤り、後日、差額を追徴したが、行政財産の変更許可手続きを行っていなかった。</p>
教育局	大宮光陵高等学校	平成 25 年度の「産業廃棄物処理委託契約」（38,272 円）において、検査調書を作成していなかったのは、不適切であった。

# 告 示

埼玉県監査委員告示第五号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十九条第十二項の規定に基づき、埼玉県知事、埼玉県教育委員会及び埼玉県公安委員会から監査の結果により措置を講じた旨の通知があつたので、次のとおり公表する。

平成二十六年七月四日

埼玉県監査委員	寺 山 昌 文
埼玉県監査委員	荒 井 伸 夫
埼玉県監査委員	鈴 木 弘
埼玉県監査委員	本 木 茂

## 1 監査の結果「指摘」とした事項

対 象 機 関		監査結果の公表年月日 (県報の号数)	監 査 の 結 果	講 じ た 措 置
福祉部	総合リハビリテーションセンター	平成 26 年 3 月 4 日 (第 2573 号)	平成 24 年度の「埼玉県総合リハビリテーションセンター洗濯リネン管理等業務委託」(36,155,700 円)の一般競争入札について、次の点で不適切であった。 1 最低の価格で入札した者の入札額があまりにも低額であったため落札とせず、その者を含め再度入札を実施したこと。 2 不適切な再度入札の結果、落札者がいないことを理由に随意契約により契約の相手方を決定したこと。	監査の結果を職員に周知するとともに、再発防止のため、出納総務課作成の「契約チェックシート」を参考に「入札事務チェックシート」を作成し、担当職員及び決裁ライン職員のチェック機能の強化を図った。 また、入札・契約事務に関する財務研修を実施するとともに、部内の財務研修会へ職員を参加させ、財務事務の適正処理の徹底を図った。
教育局	さきたま史跡の博物館	平成 26 年 3 月 4 日 (第 2573 号)	平成 25 年度の「鉄砲山古墳・二子山古墳発掘調査重機械類賃貸借」(945,000 円)について、競争入札とすべきところ、随意契約としたことは不適切であった。	再発防止のため、役付会議で監査結果を報告し、財務事務の適正な執行について、全職員へ周知・徹底した。 特に、担当職員及び決裁ラインの職員においては、契約事務の執行に当たり、埼玉県財務規則等の関係規程を十分確認するよう徹底した。 なお、関係規程の確認の際は、出納総務課作成のチェックシートを活用し、複数の職員が確認することでチェック機能の強化を図った。

## 2 監査の結果「注意」とした事項

対 象 機 関		監査結果の公表年月日 (県報の号数)	監 査 の 結 果	講 じ た 措 置
県土整備	行田県土	平成 25 年 6 月 21 日	行政財産使用許可について、次の点で不適切であった。	1 国(埼玉労働局)と協議を行った結果、管理費免除の取扱い

部	整備事務所	(第 2502 号)	<p>1 県が行うべき排水施設等の修繕を相手方に実施させ、相手方が負担すべきその後 10 年間の管理費を免除することとされていた。</p> <p>2 埼玉県財務規則により所管部長の決裁が必要な案件であるにも関わらず、所長決裁により使用料免除の許可を繰り返していた。</p>	<p>を見直し、相手方が負担すべき管理費について、平成 26 年度から国に負担させることとした。</p> <p>2 平成 25 年度の行政財産使用許可から、埼玉県財務規則で定める決裁区分により決裁を行った。</p>
総務部	東松山県税事務所	平成 25 年 12 月 13 日 (第 2552 号)	<p>平成 24 年度の「冷温水ポンプ及び冷却水ポンプ交換工事」(999,600 円)について、次の点で不適切であった。</p> <p>1 契約の相手方が特定されることを理由に、空調設備保守点検業務の委託先業者 1 者のみから見積書を徴収し、契約を締結していた。</p> <p>2 特殊な修繕であることを理由に、予定価格調書を作成していなかった。</p>	<p>①所内研修を実施し、契約事務の周知徹底を図った。特に随意契約は例外的な契約であることを認識し、慎重に対応することで所内の意思統一を図った。</p> <p>②事務処理に不明な事項があった場合は、所内での十分な協議や所管部署への確認を徹底することとした。</p> <p>③平成 24 年度以降に行った契約事務の自己検査を行った。</p> <p>④総務事務集約機関であることから、東松山地方庁舎内の他の 3 機関における契約事務等について、総務担当職員を集めて研修を行った。</p>
保健医療部	草加保健所	平成 25 年 12 月 13 日 (第 2552 号)	<p>平成 24 年度の結核管理健診・接触者健診の 12 月分委託料の支払いにおいて、請求金額 (5,933 円) から 4 月分、8 月分、10 月分の過払い金額 (合計 60 円、各月 20 円) を差し引いて 5,873 円を支払ったことは、不適切であった。</p>	<p>再発防止のため、監査結果を職員に周知するとともに、財務規則等関係法令の再確認を行い、適切な財務事務の徹底を図った。</p> <p>また、出納総務課春日部地方庁舎駐在職員による個別訪問指導を受け、財務事務の適正処理の徹底を図った。</p>
県土整備部	越谷県土整備事務所	平成 25 年 12 月 13 日 (第 2552 号)	<p>平成 23 年度の「地方特定道路(改築)整備工事(取付道路築造工)」について、当初請負代金額の 4 割を超える増額変更契約を行いながら契約保証金の金額を変更後の請負代金額の 10 分の 1 以上に変更していなかったのは不適切であった。</p>	<p>再発防止のため、監査結果判明後直ちに職場会議を通じて、職員に監査結果及び正しい取り扱いについて周知を図った。</p> <p>また、チェック体制を強化する目的で、総務担当課長の合議を継続している。</p> <p>県土整備部としても、平成 25 年 12 月 11 日付け通知で、部内に正しい取り扱いの周知徹底を行った。</p>

教育局	浦和図書館	平成 25 年 12 月 13 日 (第 2552 号)	平成 24 年度及び平成 25 年度に行った図書館資料複写サービスについて、複写料金及び資料送付のための郵送料を現金書留により現金を受領し収納しているものがあるが、納入者に対し領収書を発行していなかったことは不適切であった。	図書館資料複写サービスにおいて、現金書留により現金を受領した際は、納入者に対し領収書（収納金原符）を発行することを役付会議及び全体会議で全職員に周知徹底した。 なお、監査日以降、平成 25 年度に現金書留を受領した件数は 6 件で、その全てについて納入者に対し領収書（収納金原符）を発行した。
企業局	地域整備事務所	平成 26 年 3 月 4 日 (第 2573 号)	平成 25 年度の「地域整備事務所庁舎機械警備業務委託」（219,240 円）について、契約の相手方が特定されるとして、契約中の業務委託先 1 者のみの見積書による随意契約としたことは不適切であった。	今回の監査の結果及びその根拠となる財務規程を全職員に周知徹底し、二度と同様の誤りが生じないよう再発防止に努めている。 また、本件委託契約は平成 25 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日までの長期継続契約であるため、次回契約にあたっては、複数業者から見積書を徴するよう改める。
企業局	水道整備事務所	平成 26 年 3 月 4 日 (第 2573 号)	平成 25 年度の「25 水整第 104 号鳩ヶ谷線試掘調査業務委託」（6,766,200 円）及び「25 水整第 105 号さいたま東部線試掘調査業務委託」（4,515,000 円）について、検査の時期を完成の通知を受けた日から 10 日以内と規定すべきところ、14 日以内としたことは不適切であった。	今回の監査の結果及びその根拠法令を全職員に周知徹底し、二度と同様の誤りが生じないよう再発防止に努めている。 併せて当事務所で用意している試掘調査契約書ひな形の検査時期について、「政府契約の支払遅延防止等に関する法律」第 5 条第 1 項に則し、業務完了通知を受けた日から 10 日以内に改めた。
病院局	循環器・呼吸器病センター	平成 26 年 3 月 4 日 (第 2573 号)	次の業務委託契約について、予定価格調書を病院長が作成すべきところ、事務局長が作成していたことは不適切であった。 1 平成 24 年度ガンカメラ保守点検業務委託契約 (10,936,800 円) 2 平成 25 年度ガンカメラ保守点検業務委託契約 (10,936,800 円) 3 平成 24 年度手術室・ICU等セントラルモニタリングシ	再発防止のため、財務規程の決裁区分及び委任決裁規程の専決事項について周知徹底するとともに、平成 26 年度分からは、予定価格調書の作成にあたり、確認票を添付して作成者に誤りがないようにチェックすることとした。



			<p>ステムほか保守点検業務委託契約 (85,000,000 円)</p> <p>4 平成 25 年度手術室・I C U等セントラルモニタリングシステムほか保守点検業務委託契約 (85,000,000 円)</p>	
教育局	総合教育センター	平成 26 年 3 月 4 日 (第 2573 号)	平成 24 年度のコピー用紙について、年間 100 万円を超える購入をしているにも関わらず、単価契約を締結せず、10 万円以下の金額で 21 回に分割して、その都度、同一業者 1 者のみの見積書により購入していたことは不適切であった。	<p>再発防止のため、役付会議で監査結果を報告するとともに、埼玉県財務規則等の関係諸規程の再確認と適正な事務処理について周知徹底を図った。</p> <p>なお、コピー用紙の購入については、入札課に物品購入見積依頼を行い、単価契約を締結することで、分割発注の防止を期すこととした。</p>
教育局	朝霞西高等学校	平成 26 年 3 月 4 日 (第 2573 号)	平成 25 年度の「県立朝霞西高等学校環境整備業務委託」(13,318,200 円)の一部業務の再委託について、入札参加資格確認申請書への記載をもって再委託の申請に代え、契約締結前に承諾していたことは不適切であった。	<p>再発防止のため、監査結果を職員に周知するとともに、契約事務における注意点について再確認を行い、財務事務の適正な執行について周知徹底を図った。</p> <p>また、契約事務については、出納総務課作成のチェックシートを活用し、複数の職員で確認することとした。</p>
教育局	春日部工業高等学校	平成 26 年 3 月 4 日 (第 2573 号)	平成 24 年度の生徒用机・いすについて、3 回に分割して、それぞれ 99,855 円 (総額 299,565 円) で同一業者から購入していた。総額が 10 万円を超えているにも関わらず、その都度、同一業者 1 者のみの見積書により購入していたことは不適切であった。	<p>再発防止のため、全教職員に対して監査結果を周知するとともに、効率的かつ計画的な予算執行について周知徹底を図った。</p> <p>なお、生徒用机・いすについて、平成 25 年度は、学校全体での必要数を把握した上で、電子入札 (オープンカウンタ方式) により購入し、平成 26 年度以降は、財務課で実施している一括購入において、購入することとした。</p>
教育局	芸術総合高等学校	平成 26 年 3 月 4 日 (第 2573 号)	平成 24 年度の「可燃ゴミ及び不燃ゴミ等収集運搬処理業務委託契約」(417,375 円)について、一般廃棄物収集運搬処理契約の一部として、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令に規定する事項を記載せず、産業廃棄物の収集運搬及び処分を行わせていたことは不適切であった。	<p>再発防止のため、契約事務及び産業廃棄物収集運搬業務における注意点について再確認を行い、財務事務の適正な執行について周知徹底を図った。</p> <p>なお、平成 25 年度の産業廃棄物の収集運搬及び処分については、一般廃棄物収集運搬処理契約とは別に契約を締結し、適正な</p>

				事務処理を行った。
警察本部	秩父警察署	平成 26 年 3 月 4 日 (第 2573 号)	平成 24 年度の「秩父寮受水槽インバーター制御給水ユニット交換修繕」(945,000 円)について、特殊な修繕を理由に 1 者のみの見積書による随意契約としたことは不適切であった。	再発防止のため、関係所属に対し、本件の内容及び財務規則等の関係法令を周知徹底し、今後誤りのないよう指導した。

# 告 示

埼玉県監査委員告示第六号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百九十九条第七項の規定に基づき  
監査を執行したので、同条第九項に基づく監査の結果に関する報告を次のとおり公  
表する。

平成二十六年七月四日

埼玉県監査委員 寺 山 昌 文

埼玉県監査委員 荒 井 伸 夫

埼玉県監査委員 鈴 木 弘

埼玉県監査委員 本 木 茂

## 監査の結果

### 1 監査の概要

#### (1) 監査の対象団体及び実施時期

埼玉県が資本金等の4分の1以上を出資している団体(出資団体)、公の施設の管理業務を委託している団体(指定管理者)及び補助金、負担金、貸付金、損失補償、利子補給その他の財政的援助を与えている団体(補助金等交付団体)について監査を実施するもので、このうち出資団体12団体、指定管理者12団体、21施設、補助金等交付団体20団体について、平成25年7月から平成26年3月までの間に実施した。

#### (2) 監査の対象事項

ア 平成24年度の出資団体における出納その他の事務

イ 平成24年度に埼玉県が委託した公の施設の管理業務に係る出納その他の事務

ウ 平成24年度に埼玉県が交付した補助金等財政的援助に係る出納その他の事務

### 2 監査の結果

監査対象団体別の監査の結果は、次のとおりである。

なお、指摘事項及び注意事項以外の軽微な不当事項等については、監査対象団体及び所管部局にその都度注意した。

- ・ 指摘事項は、財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに事務の執行が違法又は不当と認められるもののうち、総合的に勘案して重大であると認められるもの
- ・ 注意事項は、違法又は不当と認められるもののうち、指摘事項及び軽微な事項に該当しないと認められるもの

#### (1) 出資団体

監査対象団体	埼玉高速鉄道株式会社
所管部局	企画財政部
監査実施日	職員調査 平成25年7月17日 委員監査 平成26年1月22日
財政的援助等の内容	出資金 ・ 県の出資 43,222,000,000円 ・ 団体の基本財産 96,007,600,000円 ・ 県の出資割合 45.0%
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。

監査対象団体	公益財団法人さいたま緑のトラスト協会
所管部局	環境部
監査実施日	職員調査 平成25年7月11日 委員監査 平成25年8月6日(書面)
財政的援助等の内容	出資金 ・県の出資 5,000,000円 ・団体の基本財産 13,000,000円 ・県の出資割合 38.5%
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。

監査対象団体	公立大学法人埼玉県立大学
所管部局	保健医療部
監査実施日	職員調査 平成25年8月21日 委員監査 平成25年11月8日
財政的援助等の内容	出資金 ・県の出資 24,534,298,800円 ・団体の基本財産 24,534,298,800円 ・県の出資割合 100%
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。

監査対象団体	公益財団法人埼玉県産業振興公社
所管部局	産業労働部
監査実施日	職員調査 平成25年7月24日 委員監査 平成26年2月6日
財政的援助等の内容	出資金 ・県の出資 5,000,000円 ・団体の基本財産 5,000,000円 ・県の出資割合 100%
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。

監査対象団体	一般財団法人埼玉伝統工芸協会
所管部局	産業労働部
監査実施日	職員調査 平成25年10月10日 委員監査 平成25年11月14日(書面)

財政的援助等の内容	出資金	
	・県の出資	20,000,000円
	・団体の基本財産	60,000,000円
	・県の出資割合	33.3%
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。	

監査対象団体	公益社団法人埼玉県農林公社	
所管部局	農林部	
監査実施日	職員調査	平成25年7月30日
	委員監査	平成25年11月27日
財政的援助等の内容	出資金	
	・県の出資	876,300,000円
	・団体の基本財産	1,342,737,000円
	・県の出資割合	65.3%
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。	

監査対象団体	埼玉県道路公社	
所管部局	県土整備部	
監査実施日	職員調査	平成25年8月8日
	委員監査	平成25年8月30日(書面)
財政的援助等の内容	出資金	
	・県の出資	11,498,000,000円
	・団体の基本財産	11,498,000,000円
	・県の出資割合	100%
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。	

監査対象団体	株式会社さいたまアリーナ	
所管部局	都市整備部	
監査実施日	職員調査	平成25年9月20日
	委員監査	平成25年10月29日
財政的援助等の内容	出資金	
	・県の出資	150,000,000円
	・団体の基本財産	495,000,000円
	・県の出資割合	30.3%

監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。
-------	---------------------

監査対象団体	埼玉県住宅供給公社
所管部局	都市整備部
監査実施日	職員調査 平成25年11月7日 委員監査 平成25年12月13日(書面)
財政的援助等の内容	出資金 ・ 県の出資 40,000,000円 ・ 団体の基本財産 40,000,000円 ・ 県の出資割合 100%
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。

監査対象団体	公益財団法人埼玉県下水道公社
所管部局	下水道局
監査実施日	職員調査 平成25年11月14日 委員監査 平成25年12月26日(書面)
財政的援助等の内容	出資金 ・ 県の出資 55,030,000円 ・ 団体の基本財産 110,060,000円 ・ 県の出資割合 50.0%
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。

監査対象団体	公益財団法人埼玉県埋蔵文化財調査事業団
所管部局	教育局
監査実施日	職員調査 平成25年11月7日 委員監査 平成25年12月4日(書面)
財政的援助等の内容	出資金 ・ 県の出資 10,000,000円 ・ 団体の基本財産 10,000,000円 ・ 県の出資割合 100%
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。

監査対象団体	公益財団法人埼玉県暴力追放・薬物乱用防止センター
所管部局	警察本部
監査実施日	職員調査 平成25年8月30日

	委員監査 平成25年9月6日(書面)
財政的援助等の内容	出資金 ・ 県の出資 779,587,000円 ・ 団体の基本財産 1,040,000,000円 ・ 県の出資割合 75.0%
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。

(2) 指定管理者

監査対象団体	小学館集英社プロダクショングループ
所管部局	県民生活部
監査実施日	職員調査 平成25年9月3日 委員監査 平成25年10月15日
財政的援助等の内容	公の施設の指定管理業務委託料 埼玉県青少年総合野外活動センター 77,307,000円
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。

監査対象団体	株式会社自然教育研究センター
所管部局	環境部
監査実施日	職員調査 平成25年10月22日 委員監査 平成25年12月4日(書面)
財政的援助等の内容	公の施設の指定管理業務委託料 さいたま緑の森博物館 16,400,000円
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。

監査対象団体	株式会社秩父開発機構
所管部局	環境部
監査実施日	職員調査 平成25年10月16日 委員監査 平成25年11月14日(書面)
財政的援助等の内容	公の施設の指定管理業務委託料 埼玉県長瀬射撃場 5,600,000円
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。

監査対象団体	社会福祉法人埼玉県社会福祉事業団
所管部局	福祉部
監査実施日	1 埼玉県立皆光園障害者歯科診療所



	職員調査 平成25年9月2日 委員監査 平成25年11月8日 2 埼玉県立そうか光生園障害者歯科診療所 職員調査 平成25年9月18日 委員監査 平成25年10月3日(書面)
財政的援助等の内容	公の施設の指定管理業務委託料 1 埼玉県立皆光園障害者歯科診療所 60,758,000円 2 埼玉県立そうか光生園障害者歯科診療所 40,680,000円
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。

監査対象団体	埼玉ふれあい拠点運営共同事業体
所管部局	産業労働部
監査実施日	職員調査 平成25年9月17日 委員監査 平成25年10月29日(書面)
財政的援助等の内容	公の施設の指定管理業務委託料 埼玉県東部地域振興ふれあい拠点施設 62,020,000円
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。

監査対象団体	公益社団法人埼玉県農林公社
所管部局	農林部
監査実施日	1 埼玉県種苗センター 職員調査 平成25年7月29日 委員監査 平成25年8月20日(書面) 2 埼玉県森林科学館 職員調査 平成25年7月23日 委員監査 平成25年8月20日(書面) 3 埼玉県県民の森 職員調査 平成25年7月22日 委員監査 平成25年8月5日(書面)
財政的援助等の内容	公の施設の指定管理業務委託料 1 埼玉県種苗センター 95,520,000円 2 埼玉県森林科学館 16,700,000円 3 埼玉県県民の森 10,848,000円
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。

監査対象団体	株式会社さいたまアリーナ	
所管部局	都市整備部	
監査実施日	職員調査 平成25年9月2日 委員監査 平成25年10月29日	
財政的援助等の内容	公の施設の指定管理業務委託料 さいたまスーパーアリーナ 103,451,775円	
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。	

監査対象団体	公益財団法人埼玉県公園緑地協会	
所管部局	都市整備部	
監査実施日	1 熊谷スポーツ文化公園 職員調査 平成25年 8月27日 委員監査 平成25年11月27日 2 上尾運動公園 職員調査 平成25年 9月 5日 委員監査 平成25年10月16日(書面) 3 秋ヶ瀬公園 職員調査 平成25年8月20日 委員監査 平成25年9月18日(書面) 4 みさと公園 職員調査 平成25年 8月22日 委員監査 平成25年 9月4日(書面) 5 吉川公園 職員調査 平成25年 8月22日 委員監査 平成25年 9月4日(書面)	
財政的援助等の内容	公の施設の指定管理業務委託料 1 熊谷スポーツ文化公園 401,328,000円 2 上尾運動公園 227,258,000円 3 秋ヶ瀬公園 86,452,000円 4 みさと公園 32,312,000円 5 吉川公園 25,975,000円	
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。	

監査対象団体	一般財団法人公園財団
所管部局	都市整備部
監査実施日	1 さきたま緑道 職員調査 平成25年11月13日 委員監査 平成25年12月4日(書面) 2 花の里緑道 職員調査 平成25年11月13日 委員監査 平成25年12月4日(書面)
財政的援助等の内容	公の施設の指定管理業務委託料(平成25年度分) さきたま緑道・花の里緑道 17,900,000円
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。

監査対象団体	狭山稲荷山公園・西武パートナーズ
所管部局	都市整備部
監査実施日	職員調査 平成25年11月18日 委員監査 平成25年12月9日(書面)
財政的援助等の内容	公の施設の指定管理業務委託料 狭山稲荷山公園 27,000,000円
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。

監査対象団体	権現堂公園管理事務所
所管部局	都市整備部
監査実施日	職員調査 平成25年11月27日 委員監査 平成25年12月5日(書面)
財政的援助等の内容	公の施設の指定管理業務委託料 権現堂公園 78,973,000円
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。

監査対象団体	埼玉県住宅供給公社
所管部局	都市整備部
監査実施日	1 特別県営住宅 職員調査 平成25年11月7日 委員監査 平成25年12月13日(書面) 2 特定公共賃貸住宅

	職員調査 平成25年11月7日 委員監査 平成25年12月13日(書面)
財政的援助等の内容	公の施設の指定管理業務委託料 1 特別県営住宅 80,730,885円 2 特定公共賃貸住宅 6,419,595円
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。

(3) 補助金等交付団体

監査対象団体	学校法人獨協学園
所管部局	総務部
監査実施日	職員調査 平成26年2月20日 委員監査 平成26年3月11日(書面)
財政的援助等の内容	1 私立学校運営費補助金 (獨協埼玉中学校) 88,529,000円 (獨協埼玉高等学校) 185,413,000円 2 私立高等学校等父母負担軽減事業補助金 (獨協埼玉高等学校) 23,523,900円 3 高等学校等就学支援金 (獨協埼玉高等学校) 124,982,550円 4 特例措置補助金 (獨協埼玉高等学校) 113,850円
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。

監査対象団体	学校法人星野学園
所管部局	総務部
監査実施日	職員調査 平成26年2月14日 委員監査 平成26年3月11日(書面)
財政的援助等の内容	1 私立学校運営費補助金 (星野学園小学校) 110,351,000円 (星野学園中学校) 100,794,000円 (星野高等学校) 409,094,000円 (川越東高等学校) 290,344,000円 2 私立高等学校等父母負担軽減事業補助金 (星野学園中学校) 350,000円 (星野高等学校) 68,274,250円 (川越東高等学校) 43,252,400円

	3 高等学校等就学支援金 (星野高等学校) 245,138,850円 (川越東高等学校) 160,483,950円
	4 特例措置補助金 (星野高等学校) 762,300円 (川越東高等学校) 445,500円
	5 私立学校(幼稚園)運営費補助金 (星野学園幼稚園) 31,951,000円
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。

監査対象団体	学校法人ワタナベ学園
所管部局	総務部
監査実施日	職員調査 平成26年2月5日 委員監査 平成26年3月1日(書面)
財政的援助等の内容	1 私立学校(専修・各種学校)運営費補助金 (越谷保育専門学校) 3,924,000円 (東洋医療福祉専門学校) 1,835,000円 2 私立学校(幼稚園)運営費補助金 (越谷保育専門学校附属吉川幼稚園) 32,800,000円 (越谷保育専門学校附属幼稚園) 46,602,000円 (越谷保育専門学校附属みさと団地幼稚園) 19,876,000円 (霞が関幼稚園) 35,180,000円 3 私立幼稚園特別支援教育費補助金 (越谷保育専門学校附属吉川幼稚園) 1,490,734円 (越谷保育専門学校附属みさと団地幼稚園) 1,490,734円 (霞が関幼稚園) 1,490,734円 4 私立幼稚園保育料軽減事業補助金(家計急変世帯に対する補助) (越谷保育専門学校附属吉川幼稚園) 72,800円 (越谷保育専門学校附属幼稚園) 363,400円 (越谷保育専門学校附属みさと団地幼稚園) 206,000円 (霞が関幼稚園) 43,800円 5 私立学校(幼稚園)耐震改修事業費補助金 (越谷保育専門学校附属みさと団地幼稚園) 1,449,000円
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。

監査対象団体	学校法人萩原学園
所管部局	総務部

監査実施日	職員調査 平成26年1月23日 委員監査 平成26年2月4日(書面)
財政的援助等の内容	1 私立学校(幼稚園)運営費補助金 (萩原第一幼稚園) 41,279,000円 (萩原第二幼稚園) 32,976,000円 2 私立幼稚園特別支援教育費補助金 (萩原第二幼稚園) 392,000円 3 私立幼稚園保育料軽減事業補助金(家計急変世帯に対する補助) (萩原第一幼稚園) 758,000円 4 私立幼稚園被災幼児保育料等軽減事業補助金 (萩原第二幼稚園) 168,000円
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。

監査対象団体	学校法人しらがね学園
所管部局	総務部
監査実施日	職員調査 平成26年1月15日 委員監査 平成26年2月27日(書面)
財政的援助等の内容	(しらがね幼稚園) 1 私立学校(幼稚園)運営費補助金 58,472,000円 2 私立幼稚園特別支援教育費補助金 392,000円 3 私立幼稚園保育料軽減事業補助金(家計急変世帯に対する補助) 364,800円
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。

監査対象団体	学校法人白岡学園
所管部局	総務部
監査実施日	職員調査 平成26年1月31日 委員監査 平成26年3月6日(書面)
財政的援助等の内容	(興善寺幼稚園) 1 私立学校(幼稚園)運営費補助金 57,565,000円 2 私立幼稚園特別支援教育費補助金 1,490,734円 3 私立学校(幼稚園)耐震改修事業費補助金 1,666,000円
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。

監査対象団体	学校法人白百合学園
所管部局	総務部

監査実施日	職員調査 平成26年1月17日 委員監査 平成26年2月27日(書面)
財政的援助等の内容	1 私立学校(幼稚園)運営費補助金 (幸手白百合幼稚園) 31,633,000円 (栗橋白百合幼稚園) 24,875,000円 2 私立幼稚園保育料軽減事業補助金(家計急変世帯に対する補助) (幸手白百合幼稚園) 132,800円
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。

監査対象団体	学校法人小小学園
所管部局	総務部
監査実施日	職員調査 平成26年1月30日 委員監査 平成26年2月12日(書面)
財政的援助等の内容	(双葉台幼稚園) 1 私立学校(幼稚園)運営費補助金 55,255,000円 2 私立幼稚園保育料等軽減事業補助金(家計急変世帯に対する補助) 300,000円 3 私立学校(幼稚園)耐震改修事業費補助金 33,333,000円
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。

監査対象団体	学校法人ひつじ幼稚園
所管部局	総務部
監査実施日	職員調査 平成26年1月20日 委員監査 平成26年1月29日(書面)
財政的援助等の内容	1 私立学校(幼稚園)運営費補助金 (ひつじ幼稚園) 32,079,000円 (第二ひつじ幼稚園) 22,154,000円 2 私立幼稚園特別支援教育費補助金 (ひつじ幼稚園) 1,490,734円 3 私立幼稚園保育料軽減事業補助金(家計急変世帯に対する補助) (ひつじ幼稚園) 46,000円 4 私立学校(幼稚園)耐震改修事業費補助金 (第二ひつじ幼稚園) 1,148,000円
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。

監査対象団体	学校法人吉川学園
--------	----------

所管部局	総務部
監査実施日	職員調査 平成26年1月16日 委員監査 平成26年1月30日(書面)
財政的援助等の内容	(まきば幼稚園) 1 私立学校(幼稚園)運営費補助金 54,532,000円
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。

監査対象団体	学校法人栄光学園
所管部局	総務部
監査実施日	職員調査 平成26年2月12日 委員監査 平成26年2月19日(書面)
財政的援助等の内容	(栄光幼稚園) 1 私立学校(幼稚園)運営費補助金 54,259,000円
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。

監査対象団体	社会医療法人至仁会
所管部局	福祉部、保健医療部
監査実施日	職員調査 平成25年12月9日 委員監査 平成25年12月19日(書面)
財政的援助等の内容	(介護老人保健施設「遊」) 1 施設開設準備経費助成特別対策事業費等補助金 48,000,000円 (圏央所沢病院) 2 新人看護職員研修事業費補助金 304,000円 3 救急勤務医手当支給事業費補助金 2,595,000円 4 病院内保育所運営費補助金 2,541,000円
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。

監査対象団体	社会福祉法人貴親会
所管部局	福祉部
監査実施日	職員調査 平成25年12月10日 委員監査 平成25年12月19日(書面)
財政的援助等の内容	(特別養護老人ホーム憩いの里) 1 特別養護老人ホーム等整備促進事業費県費補助金 35,093,000円 2 施設開設準備経費助成特別対策事業費等補助金



	12,000,000円
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。

監査対象団体	社会福祉法人雀幸園
所管部局	福祉部
監査実施日	職員調査 平成25年12月 5日 委員監査 平成25年12月19日(書面)
財政的援助等の内容	1 児童福祉施設等子どもの暮らし応援事業費補助金 (児童養護施設雀幸園) 11,369,279円 2 社会福祉施設整備費県費補助金 (グループホーム第2木の葉) 19,900,000円 3 民間社会福祉施設整備促進事業補助金 (グループホーム第2木の葉) 3,316,000円
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。

監査対象団体	社会福祉法人熊谷福祉の里
所管部局	福祉部
監査実施日	職員調査 平成26年2月 4日 委員監査 平成26年3月11日(書面)
財政的援助等の内容	(ケアハウスクイーンズビル) 1 軽費老人ホームのサービスの提供に要する費用補助金 30,551,400円 2 民間社会福祉施設整備促進資金償還金補助金 12,861,774円
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。

監査対象団体	社会福祉法人博心会
所管部局	福祉部
監査実施日	職員調査 平成26年1月29日 委員監査 平成26年3月 6日(書面)
財政的援助等の内容	(特別養護老人ホーム清風園) 1 施設開設準備経費助成特別対策事業費等補助金 57,262,000円 2 平成24年度特別養護老人ホーム等整備促進事業費県費補助金 265,000,000円 3 平成23年度特別養護老人ホーム等整備促進事業費県費補助金 (平成24年度への繰越分) 60,000,000円

監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。
-------	---------------------

監査対象団体	西秩父商工会
所管部局	産業労働部
監査実施日	職員調査 平成25年12月12日 委員監査 平成26年1月9日(書面)
財政的援助等の内容	小規模事業経営支援事業費補助金 39,544,000円
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。

監査対象団体	ふじみ野市商工会
所管部局	産業労働部
監査実施日	職員調査 平成25年12月18日 委員監査 平成26年1月9日(書面)
財政的援助等の内容	小規模事業経営支援事業費補助金 47,896,000円
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。

監査対象団体	入間市商工会
所管部局	産業労働部
監査実施日	職員調査 平成26年2月6日 委員監査 平成26年2月19日(書面)
財政的援助等の内容	小規模事業経営支援事業費補助金 37,635,000円
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。

監査対象団体	桶川市坂田西特定土地区画整理組合									
所管部局	都市整備部									
監査実施日	職員調査 平成26年2月25日 委員監査 平成26年3月6日(書面)									
財政的援助等の内容	<table border="0"> <tr> <td>1</td> <td>平成24年度埼玉県組合等土地区画整理事業補助金</td> <td>60,000,000円</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>平成24年度埼玉県組合等土地区画整理事業補助金(旧地活交付金)</td> <td>56,000,000円</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>平成23年度埼玉県組合等土地区画整理事業補助金(旧地活交付金) (平成24年度への繰越分)</td> <td>32,700,000円</td> </tr> </table>	1	平成24年度埼玉県組合等土地区画整理事業補助金	60,000,000円	2	平成24年度埼玉県組合等土地区画整理事業補助金(旧地活交付金)	56,000,000円	3	平成23年度埼玉県組合等土地区画整理事業補助金(旧地活交付金) (平成24年度への繰越分)	32,700,000円
1	平成24年度埼玉県組合等土地区画整理事業補助金	60,000,000円								
2	平成24年度埼玉県組合等土地区画整理事業補助金(旧地活交付金)	56,000,000円								
3	平成23年度埼玉県組合等土地区画整理事業補助金(旧地活交付金) (平成24年度への繰越分)	32,700,000円								

監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。
-------	---------------------